

議案第20号

阿見町児童屋内体育施設条例の廃止について

阿見町児童屋内体育施設条例を廃止する条例を次のように定める。

令和8年3月3日提出

阿見町長 千 葉 繁

阿見町児童屋内体育施設条例を廃止する条例

阿見町児童屋内体育施設条例(昭和52年阿見町条例第12号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

阿見町児童屋内体育施設条例の廃止について

【趣旨】

町立本郷小学校（S54築）及び舟島小学校（S52築）に設置されている体育館は、防衛省の補助を活用して整備した「児童屋内体育施設」として位置付けられており、地方自治法第244条の2に基づく「公の施設」として、個別条例によりその設置根拠を定めている。

一方、本町における学校施設の設置については、「阿見町立学校設置条例」を根拠として、各学校単位で定めている。校舎や体育館等の学校運営に必要な施設は、学校に付属する一体的な施設として、各施設については、文部科学省が管理する「公立学校施設台帳」に登録することで、学校施設としての位置づけを明確にしている。

学校施設の老朽化対策には、文部科学省の「学校施設環境改善交付金」等を、また体育館への空調整備には同「空調設備整備臨時特例交付金」を活用することが可能で、これらの国庫補助金を活用するためには、対象施設が「公立学校施設台帳」に登録されていることが要件となっている。

このため、現在、個別に「公の施設」として位置付けられている当該体育館2か所については、その設置根拠となっている条例を廃止し、あらためて学校施設として「公立学校施設台帳」に位置付け直す。これにより、今後予定している体育館への空調整備をはじめとする大規模改修に際し、国庫補助を有効に活用し、町の財政負担の軽減を図る。

【関連例規】

阿見町児童屋内体育施設条例施行規則(昭和53年阿見町教育委員会規則第1号)

⇒廃止

公職選挙法第161条第1項の規定による個人演説会の開催のための必要な設備の程度等を定める告示(平成26年阿見町教育委員会教育長訓令第1号)

⇒一部改正 「児童屋内体育施設」を「学校体育館」に改める